

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
翌日とさせていただきます)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(三件) (地方課)
字の区域の変更等(〃)
土地改良事業の認可(農村整備課)
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)
- 土地改良法による換地処分(四件)(〃)
県営土地改良事業の工事の完了(二件)(〃)
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第二百八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による林ヶ原地の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十一年十一月一日現在の地番による。)
清原字棚田道ノ下	清原字棚田道ノ下のうち五〇六の一、五〇六の二、五一一の一、五一二の一、五一二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
清原字梨子ノ木	清原字棚田道ノ下五〇六の一、五〇六の二、五一一の一、五一二の一、五一二の二と一体をなす国有地の一部 清原字梨子ノ木のうち五六〇の一の一部、五六二の一の一部、五六三の一部、五六四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
清原字坂ノ前	清原字坂ノ前五七二の一部、五七三の一部及びこれらと一体をなす国有地 清原字梨子ノ木五六〇の一の一部、五六二の一の一部、五六三の一部、五六四の一及びこれらと一体をなす国有地 清原字坂ノ前のうち五七二の一部、五七三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 清原字細田六一〇の一、六一〇の二、六一一の一、六一一の二、六一二の一、六一五の一及びこれらと一体をなす国有地

清原字細田
 清原字細田のうち六一〇の一、六一〇の二、六一一の一、六一一の二、六一二の一、六一五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第二百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下榎（根妻）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十一年十月二十八日現在の地番による。）
下黒坂字佛田	下黒坂字佛田のうち五三の二以外の区域
下黒坂字塔田	下黒坂字塔田の全域 下黒坂字仲田四二の一、四二の三、四二の四及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字ワル百田四八の二、四九の一、四九の二及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字門田五〇の一部、五二の一及びこれらと一体をなす国有地

す国有地
 下黒坂字佛田五三の二
 下黒坂字藤右衛門家ノ前六七の一及びこれと一体をなす国有地

下黒坂字仲田
 下黒坂字仲田のうち四二の一、四二の三、四二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

下黒坂字ワル百田
 下黒坂字ワル百田のうち四八の二、四九の一、四九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

下黒坂字門田
 下黒坂字門田のうち五〇の一部、五二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

下黒坂字藤右衛門家ノ前
 下黒坂字藤右衛門家ノ前のうち六七の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域

下黒坂字墓ノ元
 下黒坂字墓ノ元二二の一の一部、二二二の二の一部、二二三の二の一部、二二三の二

下黒坂字平林
 下黒坂字平林の全域
 下黒坂字墓ノ元一〇〇の一部、一〇六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

下黒坂字墓ノ元
 下黒坂字墓ノ元のうち一〇〇の一部、一〇六の一の一部、一一一の一の一部、一一二の二の一部、一二二の二の一部、一二三の二の一部、一二三の二及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第二百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による板井原地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十二年十一月三十日現在の地番による。）
大字赤波字下河原ノ丙	<p>大字赤波字下河原ノ丙のうち一二四八、一二四九、一二四九次一、一二五〇、一二五〇の二、一二五一から一二五六まで、一二五六次一、一二五六次二、一二五七から一二五九まで、一二六四、一二六四次一、一二六五、一二六五次一、一二六六、一二六六次一、一二六七、一二七〇、一二七二、一二七二の二、一二七三の四、一二七三、一二七三次一、一二七四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字赤波字流田河原	<p>大字赤波字下河原ノ丙一二四八、一二四九、一二四九次一、一二五〇、一二五〇の二、一二五一から一二五六まで、一二五六次一、一二五六次二、一二五七から一二五九まで、一二六四、一二六四次一、一二六五、一二六五次一、一二六六、一二六六次一、一二六七、一二七〇、一二七二、一二七二の二、一二七三の四、一二七三、一二七三次一、一二七四及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

大字赤波字廣畑ケ

大字赤波字流田河原の全域
 大字赤波字廣畑ケ一二九〇の二、一二九〇の四、一二九〇次一及びこれらと一体をなす国有地並びに一二九二の一、一三〇四と一体をなす国有地の一部
 大字赤波字廣畑ケのうち一二九〇の二、一二九〇の四、一二九〇次一及びこれらと一体をなす国有地並びに一二九二の一、一三〇四と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による福岡地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十一年九月十日現在の地番による。）
福岡字家ノ上	<p>福岡字家ノ上の全域 福岡字南谷のうち五八の一部、五九、六〇、六一の一部、六二の一部、六五の一部、六七の一部、九八の一部及びこ</p>

福岡字長畑	福岡字家ノ下	福岡字家ノ後	れらと一体をなす国有地以外の区域 福岡字南谷南のうち一〇二の一部、一〇三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福岡字家ノ後北二二五 久古字亀ヶ淵一六九の二の一部、一二七八から一二八二まで及びこれらと一体をなす国有地 久古字柳ノ元一一八二から一一八四まで、一一八七の一部及びこれらと一体をなす国有地
福岡字長畑のうち一五七の一部、一五八の一部、一六〇の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福岡字長畑南一八四、一八五 福岡字大畑一八八から一九四まで、一九五の一部、一九七の一部及びこれらと一体をなす国有地	福岡字家ノ後二二七の一部 福岡字家ノ下のうち一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福岡字長畑一五七の一部、一五八の一部、一六〇の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地 福岡字家ノ下モ北二二二の四の一部、二二二の五の一部、二二二の一部	福岡字家ノ上五八の一部、五九、六〇、六一の一部、六二の一部、六五の一部、六七の一部、九八の一部及びこれらと一体をなす国有地 福岡字南谷南一〇二の一部、一〇三及びこれらと一体をなす国有地 福岡字家ノ後のうち二二七の一部以外の区域 福岡字家ノ下一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地 久古字柳ノ元一九三の一部、一九八、一九九、二一九九の一、二二〇〇及びこれらと一体をなす国有地	

廃止する字の名称 福岡字南谷、福岡字南谷南	福岡字大畑山二二二の三の一部 福岡字長畑北二二四から二一九まで	福岡字長畑南のうち一八四、一八五以外の区域	福岡字大畑のうち一八八から一九四まで、一九五の一部、一九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	福岡字大畑山のうち二二二の三の一部以外の区域	福岡字長畑北のうち二二四から二一九まで以外の区域	福岡字家ノ下モ北 福岡字家ノ後北	久古字亀ヶ淵	久古字柳ノ元
	福岡字家ノ下モ北のうち二二二の四の一部、二二二の五の一部、二二二の一部以外の区域	福岡字家ノ後北のうち二二五以外の区域	久古字亀ヶ淵のうち一六九の二の一部、一一七八から一一八二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	久古字柳ノ元のうち一一八二から一一八四まで、一一八七の二の一部、一九三の一部、一九八、一九九、二一九九の一、二二〇〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域				

鳥取県告示第二百八十四号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（黒谷農道）地区農道整備）を昭和六十三年三月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十五号

日南町が行う土地改良事業に係る花口（白地）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年三月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

日南町役場
異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八十六号

溝口町が行う土地改良事業に係る山中尻地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年三月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡岸本町清原三四手嶋勇ほか九人の者が共同（林ヶ原土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る林ヶ原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る下榎（根妻）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業に係る板井原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業に係る福岡地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十一号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称

工事完了年月日

県営ほ場整備事業加勢蛇川地区(第一工区)ほ場整備

昭和六十一年十二月十五日

県営ほ場整備事業加勢蛇川地区(第二工区から第四工区まで)ほ場整備

昭和六十三年一月七日

鳥取県告示第二百九十二号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称

工事完了年月日

県営ほ場整備事業八頭中央地区(第七工区)ほ場整備

昭和六十三年二月十日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十三年三月十五日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 昭和六十三年三月二十二日(火) 午前十時

二 場所 鳥取市末広温泉町五五六 公立学校共済組合鳥取宿泊所白兔会館

三 議題

- 1 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 2 その他